

■議案第37号 平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について

【要旨】

「道の駅めぐり窪川」の主力商品である豚まん及びシューマイについては、量販店等から多くの需要があるものの、施設の老朽化や製造能力の点から現状以上の増産ができず、長期的に機会損失が生じています。

このため、加工場を新設することにより、商品の増産と安定供給が行える生産体制を確立するとともに、主原料である町内産豚肉の付加価値を高めること等を通じて、町内の6次産業化を積極的に推進していくこととしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 平串 地内
契 約 金 額	188,352,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 13,952,000 円）
契約の相手方	住所 四万十町平串 584 番地 氏名 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
工 期	議決日の翌日から令和2年2月29日
工 種	新築工事（建築主体）
事 業 量	鉄骨造平屋建 延床面積 744.13 m ²

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。